

リセリングクリニック認定再生医療等委員会 議事録(書類による審査)

(1)日 時:2020年1月23日(木) 12:00～

(2)場 所:大阪府大阪市北区天満橋 1-8-40 帝国ホテルプラザ 2階

リセリングクリニック

全委員にて書類による審査を行った。

リセリングクリニック認定再生医療等委員会 持ち回り確認者名簿

構成要件	氏名	職業(所属及び役職)	性別	再生医療等委員会を設置する者との利害関係
a-1. 医学・医療	久保周敬	歯科医師(東京大学医科学研究所 附属病院 先端診療部 骨再生診療 科 特別診医)日本再生医療学会 再生医療認定医	男	有
a-1. 医学・医療	久保青美	医師(リセリングクリニック 院長)日 本再生医療学会 再生医療認定医	女	有
a-1. 医学・医療	伊東信久	医師(医療法人眞愛会 理事長)	男	無
a-1. 医学・医療	中井 真理子	なぎさ歯科医院 医員	女	無
a-2. 医学・医療	近藤智香	歯科医師/なぎさ歯科医院 院長	女	無
b.法律・生 命倫理	藤原誠	弁護士(スター綜合法律事務所)	男	無
c.一般	坂根茂樹	SAKANEKE 株式会社 代表取締役 社長 株式会社エムシーアイ 飲食店舗経 営プロデュース業 au ショップ運営取締役 ニッケアウデオ SAD 株式会社(東証 一部 100%子会社)部長	男	無
c.一般	中務宏一	株式会社 CELL 社員	男	無
c.一般	貞森敦	株式会社 CELL 社員	男	無

(3)医療機関名:リセリングクリニック(管理者名:久保青美)

医療法人聖慈会 福岡 MSC 医療クリニック(管理者名:呉相俊)

(4)再生医療等提供計画受け取り日 令和2年1月23日

(5)議 題

- ① リセリングクリニックの自家多血小板血漿(PRP)を利用した軟・硬組織の再生医療の省令変更に伴う変更について
- ② 医療法人聖慈会 福岡 MSC 医療クリニックの自家多血小板血漿(PRP)を利用した軟・硬組織の省令変更に伴う変更について
- ③ リセリングクリニックの自己樹状細胞による自己 NKT 細胞標的治療の省令変更に伴う変更について
- ④ 医療法人聖慈会 福岡 MSC 医療クリニックの自己樹状細胞による自己 NKT 細胞標的治療の省令変更に伴う変更について
- ⑤ 医療法人聖慈会 福岡 MSC 医療クリニックの自家活性化 NK 細胞投与による治療の省令変更に伴う変更について

[守秘義務について] 認定再生医療等委員会委員及び事務局は、正当な理由なく、その職務上知り得た再生医療等を受ける者及び再生医療等提供計画に関する情報を漏洩してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

[議題] ② 医療法人聖慈会 福岡 MSC 医療クリニックの自家多血小板血漿 (PRP)を利用した軟・硬組織の省令変更に伴う変更について

技術専門員(久保周敬)からの評価書を確認しチェックリストに従い確認を進めた。

省令第 13 条 (再生医療を受ける者に対する説明及び同意)

[31]再生医療等を受ける者に対し、文書による同意を得ることになっているか。

対応する条項等：第 1 項

「同意を得ている。【資料 5 参照】」

以下の事項 (32-54) について、できる限り平易な表現を用い、文書により説明しているか。(※同意書に記載すべき内容)

(省令第 13 条第 2 項各号の記載内容については、医政研発 1031 第 1 号 (平成 31 年 4 月 1 日最終改正) 課長通知の内容を満たしているか。)

対応する条項等：第 2 項

[32]提供する再生医療等の名称及び厚生労働大臣に再生医療等提供計画を提出している旨

対応する条項等：第 1 号

「説明されている。【資料5・1. PRP (Platelet Rich Plasma) について】に追記」

[33]再生医療等を提供する医療機関の名称並びに当該医療機関の管理者、実施責任者及び再生医療等を行う医師又は歯科医師の氏名 (再生医療等を多施設共同研究として行う場合にあっては、代表管理者の氏名及び当該再生医療等を行う他の医療機関の名称及び当該医療機関の管理者の氏名を含む。)

対応する条項等：第 2 号

「説明されている。【資料5・9. 担当医師等について】を追記」

[34]提供される再生医療等の目的及び内容

対応する条項等：第 3 号

「説明されている。【資料 5 参照】」

[35]当該再生医療等に用いる細胞に関する情報

対応する条項等：第 4 号

「説明されている。【資料5・1. PRP (Platelet Rich Plasma) について】に追記」

[37]当該再生医療等の提供により予期される利益及び不利益

対応する条項等：第 6 号

「説明されている。【資料 5 参照】」

[38]再生医療等を受けることを拒否することは任意であること。

対応する条項等：第 7 号

「説明されている。【資料 5・治療への同意と撤回参照】」

[39] 同意の撤回に関する事項

対応する条項等：第 8 号

「説明されている。【資料 5・治療への同意と撤回参照】」

[40]再生医療等を受けることを拒否すること又は同意を撤回することにより不利益な取扱いを受けないこと。

対応する条項等：第 9 号

「説明されている。【資料 5・治療への同意と撤回参照】」

[43]再生医療等を受ける者の個人情報の保護に関する事項

対応する条項等：第 12 号

「説明されている。資料 5・8 守秘義務参照」

[44]試料等の保管及び廃棄の方法

対応する条項等：第 13 号

「説明されている。【資料5・10. 試料等の保管及び廃棄の方法について】を追記」

[46]苦情及び問合せへの対応に関する体制

対応する条項等：第 15 号

「説明されている。【資料5・12. 苦情及び問合せについて】を追記」

[47]当該再生医療等の提供に係る費用に関する事項

対応する条項等：第 16 号

「説明されている。【資料5・6. 治療に係る費用】を追記」

[48]他の治療法の有無及び内容並びに他の治療法により予期される利益及び不利益との比較

対応する条項等：第 17 号

「記載あり【資料 5・他の治療法との比較参照】」

[50]再生医療等を受ける者の健康、子孫に受け継がれ得る遺伝的特徴等に関する重要な知見
が得られる可能性がある場合には、当該者に係るその知見（偶発的所見を含む。）の取扱い

対応する条項等：第 19 号

「該当なし。遺伝子検査等を行わない。」

[51]再生医療等を受ける者から取得された試料等について、当該者から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の医療機関に提供する可能性がある場合には、その旨と同意を受ける時点において想定される内容
対応する条項等：第 20 号

「説明されている。【資料5・1 1. 治療結果の公表について】に追記」

[52]当該再生医療等の審査等業務を行う認定再生医療等委員会における審査事項その他当該再生医療等に係る認定再生医療等委員会に関する事項
対応する条項等：第 21 号

「説明されている。【資料5・1. PRP (Platelet Rich Plasma) についてを参照】に追記」

[54]その他当該再生医療等の提供に関し必要な事項
対応する条項等：第 23 号

「その他項目は特になし。」

省令第 14 条（再生医療を受ける者の代諾者に対する説明及び同意）

[55]代諾者に対する説明及び同意についても上記（省令第 13 条）の項目を満たしているか。
対応する条項等：第 1 項

「満たしている。【資料 5 参照】」

[56]代諾者の同意を得た場合には、代諾者の同意に関する記録及び代諾者と再生医療等を受ける者との関係についての記録を作成しているか。
対応する条項等：第 2 項

「作成している。【資料 5 参照】」

省令 32 条（再生医療を行う場合に説明及び同意が不要な場合）

[57]同意を得ることが困難な者に再生医療等を行う場合、必要な要件を満たしているか。

対応する条項等：第 1 号

「同意を得ることが困難な者に対しては行わない。」

省令第 15 条（細胞の安全性に関する疑義が生じた場合の措置）

[58]細胞提供者又は細胞を採取した動物の遅発性感染症の発症の疑いその他の当該細胞の安全性に関する疑義が生じたことを知った際に、安全性の確保等を図るための必要な措置をとることとされているか。また、がん等の遅発性の有害事象発生を観察するためのフォローアップ計画が策定されているか。

「策定されている。【資料 8 参照】」

省令第 16 条（試料の保管）

[59]再生医療等を受ける者が感染症を発症した場合等の原因の究明のため、細胞提供者又は細胞を採取した動物の細胞の一部等の試料を一定期間保管することとされているか。ただし、保管しないこと又は保管できないことについて、採取した細胞が微量である場合その他合理的な理由がある場合には、この限りでない。

対応する条項等：第 1 項

「該当なし。採取される細胞が微量であるため保管はしない。」

[60]再生医療等を受ける者が感染症を発症した場合等の原因の究明のため、当該再生医療等に用いた細胞加工物の一部について、一定期間保管することとされているか。ただし、保管しないこと又は保管できないことについて、細胞加工物が微量である場合その他合理的な理由がある場合には、この限りでない。

対応する条項等：第 2 項

「該当なし。細胞加工物が微量であるため保存しない。」

[61]前 2 項の規定により試料又は細胞加工物の一部を保管しようとするときは、あらかじめ、これらの保管期間終了後の取扱いを定めて、これらの定めにより必要な措置を講じることとされているか。

対応する条項等：第 3 項

「該当なし。保管は行わない。」

省令第 20 条の 2（不適合の管理）

[70]以下に定める者が、再生医療等がこの省令又は再生医療等提供計画に適合していない状態であると知ったときは、速やかにその旨を再生医療等の提供を行う医療機関の管理者に報告することとされているか。

(1) 第 1 種再生医療等又は第 2 種再生医療等を行っている場合、再生医療等の提供を行う医療機関の管理者及び実施責任者

(2) 第 3 種再生医療等を行っている場合、再生医療等の提供を行う医療機関の管理者、報告を受けた再生医療等の提供を行う医療機関の管理者は、当該再生医療等を多施設共同研究として行っている場合は、当該報告の内容を速やかに代表管理者に通知することとされているか。

対応する条項等：第 2 項・第 3 項

「通知することとなっている【資料 8・不適合の管理】を追記」

[71]不適合であって、特に重大なものが判明した場合においては、速やかに認定再生医療等委員会の意見を聴くこととされているか。

対応する条項等：第 4 項

「されている。【資料 8・不適合の管理】を追記」

指摘事項、意見等

新省令に問題なく適合できると考えられるため。

「基準を満たしている」とする。